令和3年度 第2回長野県いじめ問題対策連絡協議会 意見交換要旨

- 1 日 時 令和3年11月15日(月) 14:00~16:00
- 2 場 所 長野県庁議会棟 3F第一特別会議室
- 3 出席者 別紙「代表者名簿」参照
- 4 内容
- (1) 会長挨拶(長野県教育委員会教育長 原山 隆一)
- (2)報告
 - ①令和2年度児童生徒のいじめの状況について(資料1)
 - ②いじめ防止等に係る関係機関等の取組(弁護士による小学生へのいじめ予防授業)について (資料2)
- (3)協議・意見交換
 - ①「長野県いじめ対応マニュアル いじめの重篤化を防ぐために(案)(資料3)

夏目委員: 5ページ、対応の留意点のチェックリストの保護者連絡や対応は、趣旨はとてもよくわかるが、この書き方だと担任の先生が明らかに除かれるみたいな感じがしてしまいます。私が経験している事例では校長先生がお話ししたけれどうまくいかず、担任がいてちゃんと話をすればもっと良かったということもあって、担任も状況によって入っていただくとよいと思いました。そのため表記の仕方は「保護者連絡や対応は担任も含めた職員等学校全体でのサポート体制をとる」とするのが良いと思います。もう一点、加害者児童生徒への指導・ケアのところ、「※一時的な措置として、被害者加害者が教室以外の場所で生活するようなときには学習保障を確実に行う。また1日の振り返りの時間を確保し自らを見直すようにさせる」のところについて、子どもが対象であるので、単に学習の保障を確実に行うというだけではなくて、その子の気持ちのフォローというのがとても大事と思います。この中身ですと取りようによっては、加害者側に反省をさせるという意味を感じられるので、そうではなく※の後半は「また、一日の振り返りの時間を確保し、自らが毎日どう感じていたのか、日々の気持ちを受けとめることに努める」のようにニュアンスを変えていただくのが良いと思います。

事務局: ご指摘いただいたように、表記を考えてまいりたいと思います。

曲渕委員: 2ページ目の早期発見のところのアンケートで、前回の意見をだいぶ盛り込んでいただきありがとうございます。アンケートを書く環境や回収方法というところをもう少し検討していただきたいと思います。アンケート環境では隣の子がいじめっ子だったりしたらいけないですので、記入方法や回収方法など検討をお願いします。また不登校の子どものアンケートは回収できるのかどうかちょっとお聞きしたいところです。

3ページ目の学校内の情報共有。情報の記録で共通様式の作成というところありますがこちらは学校ごとに共通様式なのか、県内全体のことなのか確認したいと思います。また情報がかなり多いと思いますので、アンケート内容を拾う作業が先生の大きな負担になるかと思います。作業の軽減と記録の信頼性、検索を考えるとシステム化が必須と思っています。一般の企業では記録は完全にシステム化しております。紙で綴るのはかなり手間と思いますし、探す手間もかかると思いますのでご検討ください。システム化するとフォーマットは共通化になるのかなと思っております。途中で紛失や書き直しすることもな

くてコンプライアンスの面でもいいかなと思っております。

事務局: 環境については、ちょっと言葉が足りないかもしれません。今言われるように、もう少し先生方にわかりやすい視点の言葉を入れたチェックリストにしたいと思いました。また不登校の子供にもアンケートが取れるかという点については、クラスの仲間として取ることを前提に工夫をして取れるような文言も入れたいと思います。

3ページで示した共通様式は、それぞれの学校が共通の様式を作成して情報を記録してくださいという意味で書きました。わかりづらいようであれば他の表記としたいと思います。システム化フォーマットについては、国立教育政策研究所が出している生徒指導のリーフレット「いじめのない学校3」にいじめ等の対応記録ツールを作成しているという情報がございます。このことについて、事務局で問い合わせしたところ、現在作成中で年度内に完成を目指しているということです。これが共通ツールとして使えるとしたら、今言われたシステム化に対応できるものになるのではないかなと思っています。この対応記録ツールが完成したところで、県として効果的に活用できるものかどうか確認をしてまいりたいと思います。

吉池委員: いじめ発見の状況についてはすごくありがたいな思います。学級担任が発見しているものが全国に比べて多いことと、それが本人からの訴えが多いこと、これはすごいことだと思っています。教育委員会と学校の努力が表れていると思って、本当に CAP のワークショップをやっている側として嬉しく思います。ありがとうございます。

それを踏まえて5ページ、子どもたちと関わっている中で、先生たちとお話しさせていただく中で、加害生徒への指導・ケア、この部分「被害者のつらく悲しいよりよい解決に繋げようとする思いを持たせる」これは例えば軽い気持ちでやっているとか、みんながやっているから、じゃあ一緒にやろうよ、という気持ちでやっている子にはすごく響くと思いますし、よいと思います。ただ、つらく悲しい思いをさせたいと思ってやっている子どもが、なかなか何度言っても変わらないことに先生が一番困ってらっしゃるのではないか。そうなったときにどうするかというところにちょっと踏み込んでいただけると、多分先生方は安心できるのではないかは思います。そこをどうするのかが難しいところなのですが、それはもう普段の信頼関係しか多分繋がっていかないだろうと思います。保護者の対応ですけど、保護者にどう伝えるか、正確な事実を知らず伝えてうまくいくのか、それともこれを正確に伝えたところが、家に帰って殴られるかもしれないとか、そのまま思うと伝えられなかったりすると、問題行動を起こしがちの子どもたちの保護者と普段から信頼関係を築くというところも、書いていただければと思いました。

もう一点、学級学年全校児童生徒への指導のところで、観衆と傍観者の子どもたちが、いじめは絶対許さないと学校がすると、加害者がいじめられる、加害者が無視されるということが発生してしまうのではないかと思いました。CAPでは「加害者もつらい気持ちがいっぱいあるからしてしまうんだよ」とクラス全員に分かってもらうワークショップをします。そうするとクラスの子どもたちも、その子もつらい思いを抱えている、とわかってくれると思うので、そのあたりのこともどこか記載できるといいのかなと思いました。

宮澤委員: 今お話のありました保護者への対応のところですけれども、保護者との信頼関係を築いていくという部分については、とても大切であると感じております。先ほどの学級学年、

全校児童生徒の指導のところ、加害者がいじめられる、無視されるようなことについては 第1には被害者を守る、大事にするというところがあると思いますが、そこに加えること によって、この加害者が今後いじめられるといじめられたり無視されたりすることがない ように考えながら指導しているということはあると思います。

- 城田委員: 宮澤委員が話した通り、保護者の対応というのは事実を伝え、方針を話しても理解を得られないこともあります。普段から信頼関係を築いていくためには自己有用感、子どもたちにはこういう課題もあるけれど、こういういいところがあるなど、日頃からいけないことばかりじゃなくて、良い面を伝えていくということが必要になってくるかと思います。また、学年全体の児童生徒への指導についても、加害者側がいろんな複雑な家庭事情を抱えているケースもあるのが現状です。それでも全体にわかってもらえるように、いかなるいじめも許さないと伝えながら、子どもの気持ちを大切にしながら学級で話し合っていくことが大事だし、それによってみんな成長していくのではないかなと思っています。
- 小林委員: 実際にはやはり保護者の方にとっては自分のお子さんは一番大事な存在ですので、それぞれの保護者の立場にたって考えなければいけないと思います。トラブルの発端どっちが悪い、どっちが被害者加害者だというところからスタートする部分では非常にいろんなケースがあって、その聞き取りの中で、十分に周囲の生徒たちからの情報の中でしっかりと説明をするということで、ご理解いただく方向で進めていく状況だと思います。やはり加害者被害者、そういった部分はあっても、お互いの存在を認めてあげて、反省すべききこと、また考え直さなければいけないことを十分に先生たちが寄り添って、指導に対しての安心感というものを理解いただけるような指導が大事かなと思います。
- 原山会長: 吉池委員の発言の中で、被害者の悲しい思いを伝えという場面で納得してくれる子ども もあるけれども、むしろつらく悲しい思いをさせるためやった子どもに対してはこのこと では伝わらないのではないかというご発言ありましたけれども、このあたりは、どうでし ょうか。
- 渕上委員: 現場で見ていますと、つらい悲しい思いに共感できるお子さんもいますが、むしろ自分が手一杯でイライラして、つらい思いをさせたいから、やっているお子さんもいることも経験します。マニュアル全体をみて思ったのですけれども、学校の先生たちの運営がまずくて、学校全体が荒れていたり、騒がしくて自分の子どもだって被害者なのに今回こうやって自分の子供が加害者のようになった、と保護者が感じるケースもかなりあるのではないかと思うのです。そういう意味では6ページの下のいじめの未然防止の視点っていうところで、自己有用感を育むこととか、子どもたちがもっと持ち味というか特性に目をむけて、良いところとか認める、クラス内でのその連帯感とか互いを理解しようという気持ちとか、そういったものがベースにないといけないと思います。今回は重篤化を防ぐためのマニュアルなので、こういう作りなのかもしれないのですが、子どもが自己有用感を育むというベースがあれば、保護者の方も自然と理解できるのではないかと。別の先生が担任になったときに、途端に落ち着く保護者もいます。やはりクラス運営の仕方とかその子どもたちが自己有用感を持っている姿を保護者が感じて、学校に信頼を寄せるとかそういうかたちの循環というのをまずベースにした上ではないといけないのではないかと思います。

傷つけるつもりでやっている人たちに対しては本人がまず理解されたりケアを受けることが必要で、自分の痛みの自覚があった後に、やっと人のことも考えられるという順番だと思います。事案があったときに反省とか関係修復みたいなところにすぐ結論を持ってくるのではなくて、個々の特性への理解を促したり、子どもたちが自己有用感を持てるかかわりをしていただく方がよいかなと思います。

原山会長: このマニュアル自体、いじめが発見されて以降の対応についても記載しているということが、6ページに未然防止の取組について記載すると、十分に伝わらない話になるのでしょう。そういう意味では、未然防止のルールをもう少し強化してもらって、今の学級そのものの運営の課題であるとか、教師と児童のかかわりとか、保護者との信頼関係といったようなものを含めたその部分をすこし打ち出してもらう、その上に立っていじめの対応となるのでは。このあたりは、多分皆さん同様のご意見と思いますので、そこはもう一度見直すということでお願いしたいと思います。

宮川委員: まず始めに、これだけ多くの方々にいじめについて考えていただける場を持っていただ き、保護者を代表して本当に感謝申し上げます。保護者並びに教職員の皆様と PTA の会を 組織運営しておりますが、正直私も保護者の代表として、今回のように、学校の運営とい うかマニュアルだけでなく、保護者も十分理解を深めていくことが必要です。先ほど弁護 士会の先生からお話のあったように発生してからの対応でなく、事前の指導をより強く、 絶対にこの長野県からいじめを出さない、これを全員の共有事項として発信し、私達 PTA 連合会もそれぞれの単位 PTA 並びに保護者たちに、先生から同じことを言われると、も しかしたら聞けないことも、同じ保護者の声、口から出た言葉に対しては、若干聞く耳を もてるのではないか、そういったものが、両方の立ち位置から進めていくことが必要では と思っています。それぞれの子どもにとっていじめという認識がちがうことも実際のとこ ろだと思いますし、いじめ自体をなくすために、「今いじめはある」という認識をみんなで 共有することも必要ではないか思っています。これだけ多くの方向性をお示しいただく中 で、先生たちが何かやってくれる、そういったひとごとの気持ちを保護者が持っている限 り、親としての子どもに対する気づきだとかそういったものもどんどんとその感度が低く なってしまうと思うので、保護者と先生方とが一緒に同じ方向を向いて進めていくことが、 改めて必要だと感じました。保護者としてこういったマニュアルも、私達 PTA の連合会と しても、早急に考えていかなくてはいけないなというふうに感じました。

原山会長: そういう形でやっていただくと本当にありがたいなと思いますし、保護者向けのマニュ アルというものを PTA の連合会の方でお作りいただけるならば、私どもも積極的に協力い たしまして、しっかりしたものにして、そして学校側、それから保護者側両方で、同じ発 信をできたらいいなと思いますので、ぜひご協力お願いいたします。

曲渕委員: 弁護士による小学校へのいじめ予防授業(資料2)というところで、第2時限目でいじめが被害者加害者双方に与える傷についての実例を紹介し、というところがあるのですが、それは加害者自身が自分の傷に気づきというか、心にあるものを気づいてというような促しがあるのでしょうか。それとも法によって裁かれるという意味の怖さというか、そういうことでしょうか。

冨沢委員: お話に出ております加害者に対してどのようにケアしているか。例えばその加害者がい

ていじめが解決したとしても、今度その加害者がいじめの対象になってもいけないという ようなお話であると理解させていただきます。弁護士によるいじめ予防授業については、 まず一コマ目で、理由があってもいじめは絶対に許されるものではないというお話をしま す。具体的にお話させていただくと、学級の中で学級長を決めるにあたって、誰も立候補 者がいませんでした。その中で、A君が自分がやりますと手を挙げてくれました。でもA 君は、クラスの意見を何も聞かないで、全部1人で物事を決めてしまいました。そうする と B君とCさんがA君のことを「何かあいつちょっと勝手に決めてよくないな。無視しよ うぜ」というような話で、A君を無視するようになりました。このクラスの問題をどう解 決するかというグループで検討します。クラスみんなで話し合うとか、A君に自分勝手に 決めるのはよくないよっていう意見が出てきます。最後どういうふうにまとめるかという と、基本的に何か原因があったとしても、いじめ、無視するとか悪口をいうとかそういっ たものではクラスの問題は解決しませんと話をします。皆さんには話し合うという力があ るのだから、話し合いをしましょうという話で終わらせずに、その先に、例えば「A君が 今回自分で勝手に決めてしまうという悪い面もあったけれども、誰もやりたがらないクラ ス長に立候補したっていういい面もあるよね、人間には多面的、多面性があるよね、そう いったところをみんなで見つけられるようにしましょう」というような話を一コマ目でさ せていただきます。先ほど少し話がでましたけれども、加害者の家庭環境であったり、生 育環境であったり、そういったところで何か悲しいものを抱えていたりするものが加害に なって現れることもあるということですが、そういった多面性を認めましょうというとこ ろをお話させていただいています。

二コマ目は、鹿川君事件の話をします。東京の中学校で鹿川君がいじめにあっていた。最終的にお葬式ごっこがクラスで行われて、その際寄せ書きに鹿川君のことを「馬鹿」とか「死んじゃって悲しい」といった寄せ書きがあって、それを見た鹿川君は数日後に自殺をしてしまうというような、結構小学生にとってはショッキングな事件を話させていただきます。その中で鹿川君が遺書を書いており、その遺書の中のクラスメイトに向けた言葉を伝えます。授業のシナリオを一部読み上げると「鹿川君は家の人そして友達へと題した遺書を残しました。俺だってまだ死にたくない。だけどこのままじゃ生き地獄になっちゃうよと、書いてありました。こうも書いてありました。俺が死んだからって、他のやつが犠牲になったんじゃ意味がないじゃないか、だから君達も馬鹿なことをするのはやめてくれと最後のお願いだ」というような話をさせていただきます。鹿川君といういじめの被害者が亡くなった後、新たないじめを起こしてよいかと言われれば、それは当然許されない、と話をさせていただいています。どちらかというと、今の曲渕委員の質問に関連しているのは、1時間目のところで人間には多様性、多面的な点があるからよいところを見つけていきましょう、という点なのだと思います。

宮川委員: この1コマ目、2コマ目の弁護士の先生たちの活動について限られた学校での実施になりますが、マンパワーに頼らずに今できることっていうことを考えたときに、先生たちにご足労いただくようになると思うのですけれども、例えば、動画等を作成して全学校で視聴するといった機会を作っていただき、それを同じく保護者も一緒に見て、子どもと同じ話題で絶対にいじめを起こさないとなることがよいと考えます。今、県の PTA 連合会で

も、YouTube のチャンネルを独自に作りました。そういったところに、先生のお話だとかを、すぐにでもチャレンジしてみるとか、最初は小さいかもしれないですけれども、やはりできるだけ速やかに、何よりもこのいじめを発生させないっていうきっかけを作っていただけたら、うれしいなって感じました。いろんな部分でいろんな方法を探って、今すぐこの長野県の15万ぐらい居ます子どもたちに届けてあげたいなと感じました。

渕上委員: 6ページの関係機関との連携の一覧表にある児童相談所の特徴ですけれども、確かに専 門的な調査と判定と指導をするのですが、多分この枠内で見ると、保護者で被害者になっ ている方だと、これが本当にいじめだったかどうかを調査してくれるのではないかとか、 判定してくれるのではないかと受け取り方がずれる可能性もありますし、学校がこれを見 たときもきっと学校の起こったことなども相談して専門的な調査をしてくれるととられ かねないので、記載は虐待とか家庭の課題への調査とか支援機関という書き方で確認して いただけたらと思います。やはり加害児童の話が、どうしても引っかかっておりまして、 家庭である程度虐待というか、手の入っていないお宅のお子さんっていうのは、優しく丁 寧に接してもらうっていう経験そのものが未学習なので、情緒的にもそういったことが育 ってなくて、暴力的な環境で自分が上に立つことを誤学習しているので、その自覚がない。 それで、その結果として加害者になっていたり、つま弾きというか嫌がられる対象になっ ていたりすることがあるので、そうではない家庭で育ったお子さんからすれば、とてもい じめっ子で加害者っていうふうに受け取れるだろうなと思うのですが、虐待環境にいたお 子さんとか家庭が十分でない中でやってきたお子さんからすれば、みんなの方が意地悪と いうか、わかってもくれないという感覚にあるだろうなと思います。どうしても先ほど加 害者被害者という対立というか、どっちが加害者被害者みたいな話になってくると、そう いったお子さんたちは手も出しているので、本人たちの被害者感情に反して、物理的に加 害者になってしまいます。反省を求めても本人は反省もできないし自覚もできないし、何 が問題だったかもわからないし、かえってイライラさせた相手が悪いんだみたいな話で終 わってしまうと思い、保護者と連携をとろうにも保護者自体もそんな余裕がないこともあ るので、加害被害で2分割するのがいいかどうかもちょっとわからないのです。子ども自 身の背景について、何らかの支援とかが必要な加害者について、加害者って言い方でいい のかわかりませんけど、対人関係上、危害とか傷つけてしまうような行動になってしまう 可能性のあるお子さんについて、背景も含めて考えて適切な支援者と協議をしていくとか、 何かちょっと書き方というか、支援の仕方がもう少し考えていただければなと思います。

この加害者の指導・ケアに関しては、まず被害者のつらい気持ちをわかろうねという形で解決に繋げようとしますが、出来ないかもしれません。ごめんねという話も出てこず、共感も持たなかったりすれば、どうやっていくのか。加害者が謝らなくては被害者が満足できないっていう形の解決もちょっとそれだと行き詰まってしまうと思います。子どもの背景に目を向けてというところが最初にあって、被害者に関してもどういうことが起こっていたのかを理解するとか、安全の守り方というか、もうちょっと話をするとかやり方もあると思います。加害者側の指導とかケアのところでは、課題行動等の背景を抱えたお子さんという観点での記載の仕方とか、保護者対応もそれに踏まえて、それを含んだような形のものにしていただけたらなと思います。

吉池委員: いじめていること自体が SOS のサインとして受け止めるというところをちょっと記載していただけるとまた違うかなと思います。だからその子はどうしようもなくて、いじめをしてしまうので、SOS を出しているのだ。だからこそ支援が必要なんだというふうに、先生方がそれぞれに認知していただけるとありがたいな思います。もちろん保護者も同じかなと思います。保護者の方も子供を殴ってしまったり、虐待環境にいってしまったりするというのは、やはりそれは SOS の一つかなというふうに思って、やはり保護者にも関わっていただければと思います。あと、過去の自殺事案で先生も一緒になってからかってしまうことで発生していることがあるので、例えば先生がその子、例えば LD のお子さんだと気が付かずに、本読めないよね、音読できないので練習しなさいとずっと叱っていると、子供たちはあの子は先生からあんな風にされているのだからから、いじめてもいいんだと思ってしまう。先生は「そこは違うよ」と言えるような、一緒にからかわないっていうこととか、先生同士の中でいじめがあれば、それを子どもはよく見ているので、先生同士がいじめをしないというのも、すごく大事なことだなっていうふうに思います。

原山会長: はい、ありがとうございます。今の教師の対応を、一緒にからかわないとか、それから 先生同士のいじめ関係的なもの、これはいじめの未然防止の視点のところにしっかり書い ていただくことが必要だと思います。加害者に対する対応について確かにその家庭環境、 生育環境があるがゆえに、そういう対応をとってしまいがちかもしれません。それに対し てそうではない家庭環境にある子どもたちにとってみれば、そうじゃないことは理解でき ない、お互い理解不能の中で、起こってしまうっていうことになるのかもしれない。それ に対する対応も重要だと思います。

一方でいじめる子というのは、そういう成育環境にあるというような決め付けのようなシステマ的な形になってしまってもやはりいけないと思います。いじめをする方の中にはそういう背景もあるし、そうではない背景でいじめてしまうことを考えると、決めつけるようなニュアンスが伝わってもいけないと思いますので、十分配慮した書き方でここは記載すべきではないかと思います。

安藤委員: 今回はいじめの重篤化を防ぐためにというスタンスでこのマニュアルは作られていることについては、私は今までの話し合いの中で、理解しているつもりでおります。そういう中で、5ページの④番の被害者加害者への支援・指導の下に、その周囲に対してというこの位置づけが難しい。どこに置くのが一番よかったのか。重篤化を防ぐためというシリーズの流れで書かれていることと、次のページの大きい4番の未然防止の視点で書かかれている部分が混同されてきているのか。もう少し整理の工夫はあるような気がしているのです。

そういう中で、当事者間だけの問題に留めずということには違和感をもちます。抑止するための行動ができるようにというのは、もう普段から言っておくべきことだろうと思います。この項目を該当させるとしたときに、当事者間だけの問題にとどめず、学級学年学校全体の問題としてということは本当に可能なのでしょうか。クラスという場合には4層構造はできるのですけれども、学校全体がこの4層構造になるということは可能なのでしょうか。情報管理という観点から起こったいじめ事件を学校全体の問題にまではたして広げられるのかどうなのか。この点はちょっと違和感を持ちます。状況によってはできるケ

ースもあれば、そういう点ではこの流れの中でこの場所に置くことはどうなのでしょうか。 全ての児童生徒がいじめを許さずという一番下の丸で囲っている部分「自他ともに尊重 しながら、人間関係を築く力」という内容がどうしても読み取れません。どのような人間 関係なのでしょうか。

原山会長: 事務局としても、ここの位置づけ、あるいは記載について悩んだ部分があるのではない かと思いますが、そのあたりどうですか。

事務局: 4層構造の意図したところは、一つは学級のような少し小さい集団においては、非常にこの4層構造の考え方が、学級指導や学年指導には有効かなということで、置かせていただきましたが、今ご指摘いただいたように、学校全体としていじめの問題が発生したときに、果たして本当にこの4層構造も含めて周囲に対して指導がどこまでできるのか、改めて言われるとこの書き方だけでは不十分かなという課題意識を持ちましたので、検討させていただきたい。

原山会長: この位置づけもここでいいのか、それとも未然防止という方に位置付けて考えた方がよいのか。「自他ともに尊重しながら人間関係を築く力」というスローガン的に言われていることをそのままぽっとおく形になってしまっているところも、響くものも響かないというところもあると思いますので、この件についてはもう少し検討していただけたらと思います。

丸山委員: 早期発見という点から、先ほどの聞き取り情報の様式のデジタル化ということも含めてというお話出ましたけれども、認知件数は増えてきたと思いますが、やはりまだまだ表に出てこないいわゆる闇数と言われている件数は多分たくさんあるのだろうと思います。より SOS を発信しやすくなるように今 GIGA スクール構想で1人1台のタブレット端末が児童生徒に渡っているので、もっと有効に利用すれば、例えばアプリか何かを入れて何か今日相談したいことがあるっていうボタンをポチっと押すと、先生にそれが伝わって、何?という形でやれるとかですね。あるいは今のアンケートの実施も無理に学校で書かなくても、家で書いてクラウドへ置くっていう話になれば先生方の負担も減ると思います。GIGA スクール端末の有効活用も一つの方法と考えています。

原山会長: この辺は多分いじめだけではなくて、児童生徒のいろいろな悩みを把握する手段として、 1人1台端末が、有効に活用される場面が出てくるということだと思いますので、その辺 りも、視野に置きながら進めていったらどうか。あるいは実現可能になってきた場面では このマニュアル自体の中にも書くというようなことだと思います。ありがとうございます。

平田委員: 今回の議題はいじめの重篤化を防ぐためにということなので、いじめの存在はもうやむを得ないというか、せめて重篤化を防ぐというそういう位置付けなのかなと思いました。年々いじめの認知件数は増加している。去年減ったということだったのですが、休校があったからではないかと言われています。それとともに不登校児童生徒数が過去最高ですよね。いじめも増えて、不登校児童生徒も増えてきました。新聞報道によれば、教育 ICT の導入なんかもあって、非常に混乱状態が続いていて、教員の超過勤務も過労死ラインを越えたというふうに言われています。また自殺した児童生徒が過去最多だったはずなので、いじめ防止対策推進法が成立したけれども、減るどころか、むしろそういった状況としては悪化の一途をたどっていると認識しております。人権擁護委員が長野県内に約400名お

りまして、いじめをなくすということが主眼の人権教室を小学校や中学校で開催していますがなかなかでも広まらない。人権教室がなかなか広まらないことや、いじめの重篤化を防ぐということで、いじめの存在自体はもはや防ぎようがないのかなあというふうに、ちょっと愕然としています。人権擁護委員は様々な経歴の方がいて、学校の方で時間取っていただけるのであれば、人権擁護委員が赴いて教員に負担をかけずに人権教室をやっております。外部のおじいちゃんおばあちゃんなどが来て、人権教室をやって、ワークショップ的なことをして、思いやりの大切さとか伝えています。なかなか好評で、生徒からも逆に新鮮だという声も寄せられています。そういったものをもっと広められればなあと思います。今悪戦苦闘しているんですけれども、なかなか広まらない。そういった人権擁護委員を活用していただいて、学校の教員には負担はかけないので、時間と場所さえ提供していただければ、年間35時間の道徳教育の時間、せめて1時間人権教室をやって少しでもいじめの芽をなくしていかないといけないと思います。

- 西村委員: 次世代サポート課では、困難を有する子ども若者ということで発達障害のあるお子さんや不登校のお子さんを支援している民間施設の方と関わっています。いろいろな方の話を聞くと、やはり多様性を十分認めていただきたいという声が非常にあります。また特に学校にうまく通えなかったお子さんの保護者の方からは、学校は価値観がすごく固定されていて過ごしづらく、そういったところからいじめられた経験もあるお子さんがいるという話を聞いております。価値観はたくさんあるのだということを、未然防止のところで認めていただけると、子どもたちも過ごしやすくなっていくと感じました。
- 佐久間委員:私立学校につきましては、それぞれの学校法人が学校運営されているため、いじめのような事態が起こったときに頼るところというのがなかなかないというのが現状かと思います。長野県の子供たちを育てていくという観点から私立学校の生徒につきましても、公立学校と同様な形で支えていくことができるような形というのが、これから先できていけばいいなというふうに考えていますし、また当課としても関わっていくことができれば良いと思いました。
- 小林委員: 2ページの相談しやすい体制の整備で、一番上に教師と子どもが向き合う時間等を設けるなどして、気軽に相談できる体制をつくるということです。学校現場としてはやはり今いろいろとお話いただいた事前のそういう研修だとか勉強会も含めてなんですが、そのときに、それとはまた別に通常の中で子供たちが担任の先生なりに相談を申し出た、ちょっと先生って話が来たときに、いかにゆっくりと子供たちに対してその時間のところで対応できるかっていうことが非常にやはり今、先ほどのマンパワーとかありましたけども、やっぱり落ち着いて話をすぐできるという体制がなかなか取れていないのも現状かなというふうに思います。本当に場所と時間はあったりしても、先生の対応の時間というのが、やはり課題の一つでもあると思いますので、そこも含めてまたご検討はいただければと思います。
- 原山会長: その通りだと思います。一点だけ確認させてもらいたいと思っているのですが、いじめの未然防止であるとか、通常のいじめ対策に関しては、今まで様々なこの協議会の中でも検討して議論し、あるいは施策として実行してきたというようになります。また、いじめ防止対策推進法が制定されて、その中でいじめの定義が大幅に変わり、被害を受けたって

いう感情を持った子供があれば、それもいじめというふうにして、早期に発見し、いじめの重篤化によって、不幸な子供たちが生まれないようにということで対応してきたということであります。今回がその中のいじめの重篤化を防ぐためにはどうしたらいいのかっていう観点でマニュアルを作ったところでありまして、いじめ未然防止するための施策であるとかということをないがしろにしているわけでは全くないということをご理解いただきたいと思います。その上でこのいじめの重篤化を防ぐためにという対応マニュアルを今回作ったという位置づけでございますので、そんな観点でやっていきたいと思っています。今まで出されたご意見等をもとに、もう一度事務局で精査させていただいて、提案とさせていきたいと思っています。事務局の方から、また話があると思いますが、提案を作る過程では皆様にご意見を伺いながら提案していくという対応をとらせていただくと思いますので、よろしくお願いします。それでは協議に関してはこれを閉じさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。